

給水引込工事に関する確認書 新旧対照表

現行	改定案	備考
<p style="text-align: center;">○給水引き込み工事に関する確認書</p> <p>今般、下記土地への給水引き込み工事について「栗東市給水装置設置に関する基準」の下記条件を遵守することの証しとして、この確認書を提出します。</p> <p>なお、栗東市上下水道事業所からの指示事項があった場合は、内容を遵守し、異議は申しません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーター口径はφ mmとします。(φ20mmまで) ・メーター加入金を遅滞なく納付します。水道は継続して使用し、水道料金を納付します。 ・水道の使用を廃止する場合、水道本管のサドル分水栓でのキャップ止めを行い、すべての給水管を撤去いたします。 ・給水装置設置場所を売買などにより第三者に譲渡又は貸与する場合は上記条件を承継します。 	<p style="text-align: center;">○給水引き込み工事に関する確認書</p> <p>今般、下記土地への給水引き込み工事について「栗東市給水装置設置に関する基準」の下記条件を遵守することの証しとして、この確認書を提出します。</p> <p>なお、栗東市上下水道事業所からの指示事項があった場合は、内容を遵守し、異議は申しません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き込み口径については散水、手洗い等、一般住宅で使用する水量で十分と判断するためφ20mmとすること。 ・<u>通常の本設メーターを設置することとし、栗東市水道事業給水条例で規定する加入金を遅滞なく納付すること。</u> ・<u>給水装置は常時開栓状態での使用とし、休止等の扱いはできないものとする。また、給水装置の使用を廃止する場合は水道本管のサドル分水栓でキャップ止めを行い、既設給水管を撤去すること。</u> ・給水装置設置場所を売買などにより第三者に譲渡又は貸与する場合は上記条件を承継します。 	